

【第12次大分県交通安全計画体系図】

交通安全対策基本法第25条第1項

都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

基本理念・スローガン

安全で安心な大分県の実現



～優しいマナーと思いやりの運転県おおいた～

第12次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）

12次基本計画の目標
(令和12年度までに)

- ① 交通事故死者数1,900人以下
- ② 交通事故重傷者数20,000人以下

11次基本計画の目標
(令和7年度までに)

- ① 交通事故死者数を2,000人以下
- ② 交通事故重傷者数を22,000人以下

第12次大分県交通安全計画（大分県交通安全対策会議）

【計画期間】令和8年度から令和12年度までの5年間

第11次大分県交通安全計画の目標
令和7年度までに

- ① 交通事故死者数を34人以下
- ② 交通事故重傷者数を220人以下

【参考】

	R3	R4	R5	R6	R7	平均
死者数	36	32	32	28	41	33.8
重傷者数	254	235	268	212	237	241.2

道路交通事故のない社会を目指して

目標数値

道路交通の安全についての目標（令和12年度までに）

- ① 交通事故死者数を26人以下にする。
- ② 交通事故重傷者数を192人以下にする。

<大分県長期総合計画>

「安心・元気・未来創造ビジョン2024」

令和15年度まで

交通事故死者数目標 過去最少値

(※過去最少：令和6年28人)

11次大分計の目標（令和7年度までに）

- ① 交通事故死者数を34人以下
- ② 交通事故重傷者数を220人以下

道路交通の安全についての対策

10の視点

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② こどもの安全確保のための環境整備
- ③ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤ 外国人の交通安全対策の推進
- ⑥ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑦ 生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑧ 先進技術の活用推進
- ⑨ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進

8つの柱

- 1 道路交通環境の整備
- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
 - (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
 - (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
 - (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
 - (6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化
 - (7) 無電柱化の推進
 - (8) 効果的な交通規制の推進
 - (9) 自転車利用環境の総合的整備
 - (10) ITSの活用
 - (11) 交通需要マネジメントの推進
 - (12) 災害に備えた道路交通環境の整備
 - (13) 総合的な駐車対策の推進
 - (14) 道路交通情報の充実
 - (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- 2 交通安全思想の普及徹底
- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - (2) 効果的な交通安全教育の推進
 - (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
 - (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
- 3 安全運転の確保
- (1) 運転者教育等の充実
 - (2) 運転免許制度の改善
 - (3) 安全運転管理の推進
 - (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
 - (5) 交通労働災害の防止等
 - (6) 道路交通に関連する情報の充実

- 4 車両の安全性の確保
- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
 - (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進
 - (3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進
 - (4) 自動車の検査及び点検整備の充実
 - (5) リコール制度の充実・強化
 - (6) 自転車の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- (1) 交通指導取締りの強化等
 - (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
 - (3) 暴走族等対策の推進
- 6 救助・救急活動の充実
- (1) 救助・救急体制の整備
 - (2) 救急医療体制の整備
 - (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

- 7 被害者等支援の充実と推進
- (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
 - (2) 損害賠償の請求についての援助等
 - (3) 交通事故被害者等支援の充実強化
- 8 調査研究の充実

鉄道事故のない社会を目指して

鉄道交通の安全についての目標

- ① 列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す。

鉄道交通の安全についての対策

2つの視点

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

8つの柱

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進
- 7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- 8 研究及び技術開発の充実

踏切事故のない社会を目指して

踏切道における交通の安全についての目標

令和8年度から12年度における平均踏切事故件数を令和3年度から7年度における平均踏切事故件数と比較し、約1割削減することを目指す。

踏切道における交通の安全についての対策

視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

4つの柱

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

赤字 新規または変更
青字 修正